

入札説明書

会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 10 月 9 日

2 契約担当官等

(1) 入札執行官

分任支出負担行為担当官 会津森林管理署長 田村 耕司

(2) 契約担当官

分任支出負担行為担当官 会津森林管理署長 田村 耕司

3 工事概要等

(1) 工 事 名：会津森林管理署湯野上森林事務所解体工事

(2) 工事場所：福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙 746 番地

(3) 工事内容：木造建屋等の解体撤去工事

詳細は別途示す「工事数量内訳書」のとおり

(4) 工 期：契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 30 日まで

(5) その他

ア 本工事の入札に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の提出、入札等は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請書の提出期間、場所及び方法は、入札公告 3 の(2)のとおりである。

イ 電子入札システムで使用できる IC カードは、一般競争(指名競争)入札参加者申請を行い、承認された競争参加有資格者名で取得した IC カードであって、農林水産省電子入札システムにおいて利用者登録を行ったものに限る。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 関東森林管理局の令和 7・8 年度競争参加資格のうち「建築一式工事」に係る C 等級又は D 等級、若しくはその他「解体」の一般競争参加資格の認定を受けている者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けて

いること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年度間に元請として以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、及び治山センター所長(以下「森林管理局長等」という。)が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」(平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知)第4の3に規定する工事成績評定表の評定点合計(以下「評定点」という。)が65点未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事： 延べ面積が50平方メートルを越える建物の解体撤去工事

- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者を建設業法に基づき当該工事に配置できること。

ア 次のいずれかの資格等を有するもの

- (ア) 監理技術者の資格のいずれかを有する者
- (イ) 2級建設施工管理技士(建築又は躯体)又は2級土木施工管理技士(土木)
- (ウ) とび技能士(1級、2級)
- (エ) 建築リサイクル法の登録試験である解体工事施工技士
- (オ) 解体工事に関し大卒(指定学科)3年以上、高卒(指定学科)5年以上、その他10年以上の実務経験を有する者

ただし、(イ)は解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要。

(ウ) とび技能士2級は合格後、解体工事に関し3年以上の実務経験を有すること。

また、解体工事の実務経験年数の算出については、請負契約書で工期を確認し、解体工事の実務経験年数とするが、その証明のための請負契約書の写しを添付すること。その際、1つの契約書で解体工事以外の工事もあわせて請け負っているものについては、当該契約の工期を解体工事の実務経験年数とする。

- イ 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの15年度間に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満であるものを除く。

- ウ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- エ 主任技術者又は監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術資料の受付日以前に3ヶ月以上継続してあること。

- オ 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち1人が上記アからウのいずれかの資格及びエの要件を満たしていること。

- (6) 申請書、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成 10 年 1 月 14 日付け 9 林野政第 890 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 森林管理局長等が発注した建築工事等で、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年度間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が 65 点以上であること。
- (8) 上記 3 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- ア 資本関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
- 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他ア又はイと同視しうる資本関係、又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 建設業法に基づく本社、支店又は営業所が、福島県に所在すること。また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が福島県内であること。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受託者等

(1) 上記4の(8)の「上記3に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・(株)梶建築設計事務所・前橋建築事務所（群馬県前橋市荒牧町 4-1-21）

(2) 上記4の(8)の「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、支出負担行為担当官または分任支出負担行為担当官（以下「支出負担行為担当官等」という。）から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、紙入札方式によろうとする者については、その旨を記した書類を申請書等とともに提出すること。

競争参加資格確認申請書等の様式は、関東森林管理局ホームページ「入札における競争参加資格確認申請書の様式」（<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/sinnseyosiki.html>）からダウンロードすることができる。（治山・林道工事の様式を準用する。）

上記4の(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4の(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4の(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4の(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

競争参加資格確認申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。（締切日時必着。）

【電子入札システムによる提出の場合】

ア 提出期限：入札公告3の(2)のアによる。

イ 提出方法：電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」（別紙様式1及び1-2）及び「競争参加資格確認資料」（別紙様式2～4）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、合計のファイル容量が10MBを超える場合には、原則として電子メール（電子メール送信容量は、1通知につき7MB以内とする。以下同じ。）で提出すること（提出期限必着。）。この場合、必要書類の一式を電子メールで送付するものとし、下記の内容を記載した書面（様式は任意。）を電子入札システムより、競争参加資格確認申請書・資料として送信すること。

- (ア) 電子メールで提出する旨の表示
- (イ) 書類の目録
- (ウ) 書類のページ数
- (エ) 送信年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールによる提出先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式：電子入札システム又は電子メールにより提出する申請書及び資料は、以下のいずれかのファイル形式にて作成すること。

- ・ Microsoft Word
- ・ Microsoft Excel
- ・ その他のアプリケーション PDF ファイル
- ・ 画像ファイル JPEG 形式又は GIF 形式
- ・ 圧縮ファイル ZIP 形式

【紙入札方式による提出の場合】

ア 提出期間：入札公告 3 の(2)のアに同じ。

イ 提出場所：入札公告 3 の(2)のイに同じ。

持参又は郵送・託送（書留等配達記録が残るものに限る。）することとし、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し簡易書留料金分を加えた郵便料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出すること。

(2) 提出された申請書及び資料の差し替え及び再提出は、受付期間内において申し出ることができる。

(3) 申請書は別紙様式 1 により作成し、令和 7・8 年度に係る一般競争（指名競争）資格確認通知書の写し及び別紙様式 1-2 の営業所一覧表を添付すること。

(4) 申請書に係る資料は次により作成すること。

ただし、アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験については、工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」（別紙様式 2）、「配置予定の主任（監理）技術者等の資格・同種工事の経験」（別紙様式 3）に記載する施工実績が森林管理局長等の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評価通知書等の評定点を証明する書類（以下「工事成績評価通知書等」という。）の写しを添付すること。

また、工事成績評価通知書が紛失している場合は、別紙様式 2-2 により発注者に工事成績の確認を申請し、工事成績確認書を添付すること。

ア 同種工事の施工実績（別紙様式 2）

上記 4 の(4)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を 1 件記載すること。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の資格・同種工事の経験（別紙様式 3）

(ア) 上記 4 の(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格、同種工事の経験(1 件のみ)、申請時における他工事の従事状況等を記載することとし、他工事の従事状況においては、国・都道府県・市町村・民間の別、専任又は非専任の別にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置については、従事案件における発注者の

意向を踏まえ、明確に記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人の候補技術者を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とすることは差し支えないものとするが、他工事の落札者又は落札予定者となったことにより記載した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに書面により入札辞退を行うこと。

他工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を行うことがある。

ただし、実際の施工にあたって、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において、発注者との協議により、主任技術者及び監理技術者を変更（16. 参照）できるものとする。

(イ) 工作物に一体性又は連続性がある工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含む。）でかつ、工事の施工管理区域の間隔が直線距離で 10 k m 程度又は移動時間が 60 分程度の近接した場所において、同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第 27 条第 2 項の適用ができるものとする。この場合において、主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事については、接続する工事若しくは関東森林管理局が定める技術提案を求めない比較的難易度の低い工事が含まれる場合には 3 件、その他の工事については 2 件とする（監理技術者は対象としない。）。

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し又は実務経歴を添付すること。

ウ 工事成績評定（別紙様式 4）

上記 4 の(7)に掲げる資格があることを確認するため、森林管理局長等（他局を含む。）が発注した、建築工事等で、過去 2 年度間に完成し、工事成績評定が行われている工事のすべてを別紙様式 4 に記載し、平均を出した数値を工事成績評定点として記載すること。

エ 契約書等の写し

アの同種工事の施工実績、イの配置予定の主任(監理)技術者の資格・同種工事の経験において、施工実績等として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム (CORINS)」に登録されており、その内容によりア、イを確認できる場合は、工事カルテの写し又は「竣工登録工事カルテ受領書」（工事名等が確認できる部分）の写しを提出すれば、契約書の写しを提出する必要はない。

なお、「工事实績情報システム (CORINS)」に登録のない工事及び「工事实績情報システム (CORINS)」において工事内容を確認できない工事（簡易 CORINS）で登録した工事等）にあつては、契約書の写しのほかに施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び配置予定技術者の従事実績）を確認できる書類（契約書、変更協定書、合格通知書、現場代理人及び主任技術者等通知書）の写しを添付すること。

また、CORINS の登録もなく契約書等を紛失したものにあつては施工証明書（別紙様式

2-1) を提出すること。必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

オ 工事成績評定通知等の写し

森林管理局長等が発注した建築工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年度間に完成・引き渡された工事について、工事成績評定を行っている場合は、該当する工事すべての工事成績評定通知書等の写しを別紙様式 4 に添付すること。

- (5) 競争参加資格の確認については、申請書及び資料の提出期限日をもって行う。ただし、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札までの期間に競争参加資格があると認めた者が関東森林管理局長からの指名停止を受けた場合、当該者に対する資格確認通知書を取り消し、競争参加資格がないことを通知する。
- (6) 確認申請書及び確認資料の提出期限日の翌日から起算して 2 日以内に競争参加資格の確認結果を通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (7) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに支出負担行為担当官等が、競争参加資格がないと認めた者は、当該競争に参加することができない。
- (8) 上記 4 の(12)競争参加資格アからウまでの届出の義務を履行しているか否かを確認するため、総合評定通知書（建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 21 条の 4 に規定するもので、申請日直近のもの）の写し等を提出すること。
- (9) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - イ 支出負担行為担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技能者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合は、この限りではない。

7 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意。）により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限：令和 7 年 11 月 7 日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という）を除く。）16 時 00 分まで。持参の場合は、休日を除く 9 時 00 分から 16 時 00 分まで（12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。）に受付を行う。
 - イ 提出場所：入札公告 3 の(2)のイに同じ。
 - ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。
- (2) 支出負担行為担当官等は、(1)の説明を求められたときは、(1)のアの最終日の翌日から起算

して2日以内（休日を含めない。）に、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

- (3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：回答日より1ヶ月間。

イ 閲覧場所：方法：インターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/minamiaizu/koubai/situmon.html>)

- (4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面（様式は任意。）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内。持参の場合は、休日を除く9時00分から16時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）に受付を行う。

イ 提出場所：(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（様式は任意。）。

- (5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札等監視委員会で審議する。

- (6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札等監視委員会の審議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要

8 入札説明書及び閲覧図書等に対する質問

- (1) 本入札説明書及び閲覧図書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

ア 受領期間：令和7年10月10日から令和7年11月7日まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日9時00分から16時00分まで（12時00分から13時00分までを除く。）。

イ 提出場所：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（様式は任意。）。

郵送による場合は、令和7年11月6日16時00分必着とする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、書面（電子メール）により行う。

また、(1)の質問及び回答書の写しを令和7年11月10日から令和7年11月11日まで、関東森林管理局のホームページに掲載する方法により公表する。

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の開始及び締切りは、入札公告4の(3)のアによる。

なお、日時を変更する場合もある。日時を変更する場合は、競争参加資格確認通知書により変更日時を通知する。

- (2) 持参による入札の場合は、入札公告4の(3)のイによる。この場合、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

(3) 開札は、入札公告 4 の(3)のウによる。

10 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し持参することとし、郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 第 1 回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。電子入札システムにより入札した者については、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
なお、入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除する。
- (2) 契約保証金：納付するものとする。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。

金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証若しくは、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

金融機関等が交付する金融機関等の保証に係る保証（新設）書、保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずること（以下「電磁的方法による提出」という。）ができるものとする。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。工事費内訳書の様式は任意とするが、数量、単価、金額については、必ず記載すること。

【電子入札方式の場合】

ア 提出方法

工事費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、次のイによること。

イ 電子メールについて

工事費内訳書のファイルの容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ原則として電子メールで提出すること（提出期限必着。）。この場合には、工事費内訳書の一式を電子メールで送付するものとし、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（様式は任意。）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 電子メールで提出する旨の表示

(イ) 書類の目録

(ロ) 書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

電子メールの提出先は、入札公告 3 の(2)のイに同じ。

ウ ファイル形式

電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、上記 6 の(1)のウと同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

【紙入札方式での場合】

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

(2) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、宛名及び工事名を記載し、記号及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要。）を行った工事費内訳書を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官等が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。

(4) 当該工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入等の不備があるときは、関東森林管理局署等競争契約入札心得第 7 条第 1 項第 11 号に該当する入札として、当該入札を無効とする。

(5) 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

13 開札

開札は、電子入札システムにより、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。紙入札方法による場合にあっては、競争参加者又は代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに関東森林管理局署等競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としたことが明らかとな

った場合には、落札を取り消すものとする。

上記の場合には、「工事請負契約指名停止措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止又は第10の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて上記4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) (1)において、最低価格の者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、電子入札等で当該者が入札に立ち会わない場合及びくじを引かない者がある場合は、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定するものとする。

(3) 落札者が森林管理局長等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）に100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

16 落札者とならなかった者に対する理由の説明

(1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、支出負担行為担当官等に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面（様式は任意。）により説明を求めることができる。

ア 提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

イ 提出場所：入札公告3の(2)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、(1)のアの提出期限の翌日から起算して5日（休日は除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面の写しを次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

ア 閲覧期間：(2)の回答日の翌日から令和8年3月31日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分(12時00分から13時00分までを除く。)

イ 閲覧場所：上記(1)のイに同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官等に対して、次に従い、書面（様式は任意。）により再苦情を申し立てることができる。

ア 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日（休日を除く。）以内。

イ 提出場所：上記(1)のイに同じ。

ウ 提出方法：原則として電子メールによる（提出期限必着。）。

(5) 再苦情の申立てについては、関東森林管理局入札等監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官等は、再苦情の申立てがあった者に対し、(5)の入札等監視委員会の審

議結果を踏まえた上で、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して 7 日（休日を除く。）以内に、次の内容を書面により回答する。

ア 申立てが認められないときは、再苦情の申立てに根拠が認められないと判断された理由

イ 申立てが認められるときは、支出負担行為担当官等が講じようとする措置の概要

17 配置予定技術者の確認

落札決定後、「工事实績情報システム(CORINS)」等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合であって下記のいずれかに該当するときは、発注者との協議により、配置する主任技術者及び監理技術者を変更できるものとする。

- (1) 病気、退職、死亡、その他の支出負担行為担当官等が認める事由による場合。
- (2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ、又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。

18 契約書作成の要否等

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする（落札者が決定したときは、遅滞なく（7 日を目安として支出負担行為担当官等が定める期日までとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。）契約書を取り交わすものとする。）。

19 支払条件

- (1) 前金払：無
- (2) 中間前金払い及び部分払：無

20 関連情報を入手するための照会窓口

受付窓口：入札公告 3 の(2)イに同じ。

21 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、上記 6 の(4)のイの資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること(6 の(4)のイのただし書きの場合を除く。)。
- (3) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 17 時まで稼働している。
- (4) 電子入札システムの操作手引書
システム操作上の手引書としては、関東森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」、及び農林水産省電子入札ホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。
- (5) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作、接続確認等の問合せ先
農林水産省電子入札センターヘルプデスク

受付時間：9時から16時（12時から13時までを除く。）

電話：048-254-6031

F A X：048-254-6041

メールアドレス：help@maff-ebic.go.jp

- (6) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (7) 関東森林管理局署等競争契約入札心得は関東森林管理局のホームページを閲覧すること。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/kokoroe.html>)
- (8) 国有林野事業工事請負契約約款を交付されていない者は、関東森林管理局ホームページ
(<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>) の「各種約款等」からダウンロードし取得するか、会津森林管理署において受領すること。
- (9) 標準仕様書等
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」及び「建築物解体工事共通仕様書」を参照すること。
- (10) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。
- (11) この入札における入札参加者相互は競争相手であり、当該入札に参加した他の者が、落札者の下請業者となることは、公正な競争の確保を阻害するおそれがあることから、原則として認めない。
ただし、入札に参加した業者を下請人としなければ工事の施工上著しい支障をきたす等やむを得ない特段の理由がある場合は、発注者に下請負承認願を提出し、承認を得た場合は、この限りではない。
- (12) 競争参加資格等で求める「〇年間」、「〇年以内」は会計年度（4月1日～3月31日）のことであり、競争参加資格確認資料等においては「過去15年以内」、「過去5年間」等とあるものは、それぞれ「過去15年度以内」、「過去5年度の間」等と読み替える。
この場合、「過去15年度」とは、入札公告日の属する年度の前年度を起点として過去15年度の期間をいう。
- (13) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。